

令和8年10月7日

指名登録事業者 各位

玉名市工事指名等審査会長

公共事業の安全管理の徹底について（通知）

各事業者におかれましては、建設工事等における安全管理、労働・公衆災害の防止について、平素より十分ご配慮いただいていることと思います。また、本市においても監督員をはじめとする職員が工事事務防止に努めているところであります。

再度、現場内の労働災害、公衆災害を未然に防止するため、工事等に関するすべての作業員に対し事故防止の啓発を行うとともに、下記事項を周知・徹底し作業現場の安全管理に努めていただきますよう通知いたします。

記

- 1 作業開始前KY活動時に作業方法、手順ごとの具体的な危険予測とその対策の確認を徹底すること。
- 2 作業計画に基づく適正な人員配置及び有資格者の適切な配置を徹底すること。
- 3 ヘルメット、転落防止用保護具等の適切な使用を徹底すること。
- 4 車両系建設機械等の転倒・転落防止対策及び作業員、第三者に危害を加えないよう、誘導員の配置等、適切な措置を講じること
- 5 土木工事安全施工技術指針、建設機械施工安全技術指針、建設工事公衆災害防止対策要綱などにより、作業中の安全対策に関し、適切な措置を講じること。
- 6 事故が発生した場合は、関係部署に速やかに報告を行うこと。

以上